

平成22年度

全国町村会

政府予算編成で実行運動

地方分権の推進、財政基盤の確立など38項目



自民党

▽細田幹事長（左から二人目）に要請する山本会長（左）、寺島副会長（右から二人目）、五軒家副会長（右）

民主党

▽岡田幹事長（左）に要請する（右から）寺島副会長、山本会長、五軒家副会長



全国町村会は、7月2日、理事会を開催し、「平成22年度政府予算編成および施策に関する要望」を決定、会議終了後に役員が要望事項実現のため自由民主党、民主党、関係省庁に実行運動を行うとともに、衆参両院議員に要望書を提出した。

要望書（4頁に掲載）は「豊かな自治」を実現するための地方分権の推進、一般財源の充実強化による町村財政基盤の確立をはじめ、地域保健医療対策、道路整備、農林漁業対策、新たな過疎対策法の制定など38項目で、現下の町村が直面している重要課題の解決を図るための施策を明年度予算に反映させることを求めるもの。また民主党に対しては、同要望書のほか意見書（25頁に掲載）を提出した。

実行運動は自由民主党、民主党、総務省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省などに対し、4班に分かれて実施した。

活 動



国交省 △金子副大臣（中央）に要請する川田常任理事（左）、荒木常任理事（右）



総務省 △瀧野事務次官（中央）に要請する（左から）杉本監事、川田常任理事、稲葉常任理事、荒木常任理事



農水省 △内藤林野庁長官（左）に要請する魚津常任理事（中央）、白石経済農林部会長（右）



厚労省 △水田保険局長（右）に要請する（左から）齋藤常任理事、藤原行政部会長、小國常任理事、長谷川常任理事

実行運動者名簿

【自由民主党・民主党】

山本 会長（福岡県添田町長）

寺島 副会長（北海道乙部町長）

五軒家 副会長（徳島県海陽町長）

【総務省・国土交通省・

過疎関係国会議員】

稲葉 常任理事（岩手県一戸町長）

川田 常任理事（茨城県阿見町長）

杉本 監事（福井県池田町長）

荒木 常任理事（熊本県嘉島町長）

【厚生労働省】

齋藤 常任理事（秋田県井川町長）

藤原 行政部会長（長野県川上村長）

長谷川 常任理事（三重県多気町長）

小國 常任理事（香川県多度津町長）

【農林水産省】

魚津 常任理事（富山県朝日町長）

白石 経済農林部会長（愛媛県松前町長）

活 動

平成22年度政府予算編成及び施策に関する要望

1 地方分権の推進

政府の地方分権改革推進委員会では、昨年12月に「義務付け・枠付けの見直し」と「国の出先機関の見直し」に関する「第2次勧告」、本年6月に「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告」に向けた中間報告」を行い、平成21年度末までに提出する新地方分権一括法案の提出に向けた最終勧告となる第3次勧告に向けて、具体的に講ずべき措置について審議を進めている。

真の地方分権改革は、地方の役割をより拡大させるとともに、地域の自主性・自立性の確立をはかり、住民の満足度を高め、多様性と創造性に溢れた社会を実現することであり、この地域に暮らしているも「豊かな自治」を実現するものでなければならぬ。

今後一層の事務・権限の移譲を行うにあたっては、町村の意見を十分に踏まえたものでなければならぬ。

また、地方分権の担い手となる基礎自治体のあり方は、我が国の国土、歴史、文化等の地域事情を考えれば、多様な自治体が存在することが自然な姿であり、基礎自治体をその規模や単なる数字だけでつくりあげようとするような議論は、分権の流れに逆行するものである。

よって、国は地方分権を進めるにあたり、町村がこれまで果たしてきた役割を十分に認識し、次の事項を実現されたい。

1 国と地方の役割分担の一層の明確化と権限の移譲を推進すること。

2 国と地方の一重行政の解消等による行政の簡素化をはかること。

3 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの都道府県と市町村の自主性に委ねること。

4 政府と地方の代表者等が協議を行う「仮」地方行政会議」を早急に設置すること。

5 市町村合併をいかなる形であれ強制しないこと。

2 町村財政基盤の確立

町村は税源が乏しい中、農林水産業の振興はもとより、少子・高齢化の進行に対応した医療・保健・福祉施策の推進、相対的に立ち遅れている生活関連施設の整備、資源循環型社会の構築等の環境施策の推進等、各般の政策課題に的確に対応する重要な役割が求められている。

このため、極めて厳しい財政状況の下、自らも懸命に町村行政改革に取り組んでいるところであるが、町村がより自主的・主体的な地域づくりを進めるためには、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税法体系の構築や、地方交付税の復元・増額など、一般財源の充実強化が不可欠である。

よって、国は地方分権改革推進法の基本理念に沿って、地方分権改革を推進するとともに、地域間格差の解消をはかり、町村財政基盤を確立するため、次の事項を実現されたい。

1 町村税源の充実強化

(1) 地方税は、地方分権を実質的に担保する、地方自治の基礎を支えるものであ

り、国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を5:5とすることを目指すとともに、偏在性の少ない安定的な税法体系の構築に向け、次により、その充実強化をはかること。

ア 偏在性の少ない居住地課税である地方消費税と個人住民税を充実強化すること。

イ 地方税は地域偏在性の少ない税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成とすること。

ウ 具体的な税源移譲にあたっては、町村は人口、従業員数ともに少なく、税源移譲の効果が十分に及ばず、財政力格差の拡大が懸念されるため、町村の実情を考慮し、分割基準等の見直しについても、併せて検討すること。

(2) 個人住民税は、町村における負担責任を基調とした基幹的な税目であるので、安定的に充実するよう措置すること。その際、均等割の税率引き上げや諸控除の見直しを検討するとともに、新たな政策的控除は行わないこと。

また、公的年金からの特別徴収制度の円滑な実施に向け、次の事項について、特段の措置を講じること。

ア 特別徴収制度導入にかかる税基幹システムの開発経費等については、交付税総額が減少する中で、経常一般財源が極めて乏しい町村財政の実情に十分配慮し、普通交付税による措置額を上回る部分に対し、特別交付税等により、明確かつ十分な財政措置を講じること。

また、不交付団体については特別交付税等による十分な財政措置を講じること。

イ 經由機関とのデータ授受は、エルタックスを利用することとされているが、町村は地方税電子化協議会に対する会費や運用関係費の他、ASP費用等、多大な財政負担が生じるため、町村における費用対効果の実状も踏まえ、特段の財政措置を講じること。

また、当面、エルタックスの導入が困難な小規模団体等が利用するLGIWA N文書交換システムの利用については、当該町村の意見を十分踏まえ対応すること。

(3) 町村にとって重要な税源である法人住民税総額についてこれを確保すること。

また、分割法人の法人住民税について、課税標準にかかる分割基準に事務所又は事業所の固定資産を加える等の措置により、配分割合を適正化すること。

(4) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、安定的に確保できるよう配慮すること。

なお、償却資産は、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の關係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行の評価方法を堅持すること。

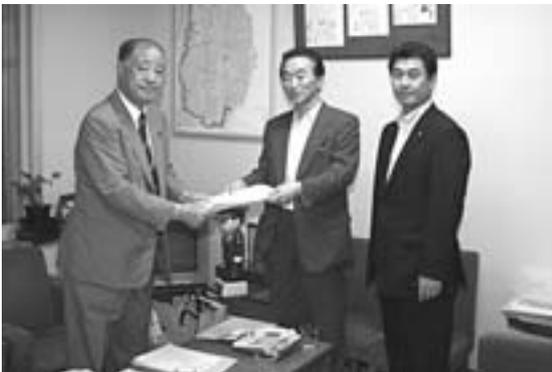
(5) 市町村たばこ税は、地域偏在性が少なく、町村にとって貴重な財源となっていることから、たばこ税の税率を見直す際は、極めて厳しい町村財政に鑑み、地方たばこ税への配分割合を高める等、市町村たばこ税が増収となるよう措置すること。

(6) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等

活 動



△園田自民政務調査会長代理(中央)に要請する(左から)杉本監事、稲葉常任理事、荒木常任理事、川田常任理事



△玉澤自民政務調査特別委員長(左)に要請する稲葉常任理事(中央)、杉本監事(右)



△椎川総務省地域力創造審議官(左奥)に要請する稲葉常任理事(左手前)、川田常任理事(右手前)、杉本監事(右中央)、荒木常任理事(右奥)

新たな過疎対策法の制定求め実行運動

の整備や観光振興のための貴重な財源となつていふことから、本税を充実し、現行制度を堅持すること。

(7) ゴルフ場利用税は、道路整備、環境対策など町村の行政サービスと密接な関連を有している。収入額の10分の7がゴ

ルフ場所在市町村に交付されており、町村の貴重な財源として、地域振興をはかる上で重要な役割を果たしているため、

現行制度を堅持すること。
(8) 軽自動車税の各種税率を引き上げること。
特に、原動機付自転車については、一台当たりの税収入額が徴税費用を下回っている現状となつていふことから、税率を大幅に引き上げること。
また、軽自動車税の徴収率の向上をはかるため、軽自動車等の名義変更時及び廃車時等において、納税確認を義務付けること。

全国町村会は7月2日に決定した「平成22年度政
府予算編成及び施策に関する要望」のうち「28、新
たな過疎対策法の制定」(19頁に掲載)の実現を求め、
稲葉常任理事(岩手県一戸町長)、川田常任理事(茨
城県阿見町長)、杉本監事(福井県池田町長)、荒木
常任理事(熊本県嘉島町長)が園田博之自民政務
調査会長代理、玉澤徳一郎同過疎対策特別委員長、
谷公一同過疎対策特別委員会事務局長はじめ、関係
省、自民党幹部に対し実行運動を行った。

特に、新たな過疎対策の検討にあたっては、①地
方交付税の財源保障機能の充実強化②間伐や耕作放
棄地の再生を対象とするなど、過疎債の対象事業拡
大③集落対策や生活交通確保などソフト施策を継続
して実施していくための「過疎対策基金」の創設④
地球温暖化対策と山村地域振興のための「全国森林
環境税」の導入など財政措置を充実することともに、
現行の過疎指定地域が指定対象となるよう指定要件
について特段の配慮を求めた。

特に、固定資産税等の非課税措置、課
税標準の特例措置の整理合理化を行うこ
と。
また、国の租税特別措置等について
は、地方への支障を来すことのないよ
う、必要な措置を講ずること。
(11) 地方公共団体金融機構が発行する債
券等の商品性を向上させ、保有者層の多
様化をはかることにより、地方公共団体
に対してより円滑に長期・低利の資金を
供給するため、振替国債・振替地方債と
同様に、非居住者等に対する利子非課税
制度を創設すること。
(12) 町村条例の改正について年度末専
決を行わなくてもよいよう、地方税法改
正法案について、早期成立をはかること。

活 動

2 地方交付税の充実強化

(1) 地方交付税は地方の固有財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」「地方交付税交付金」については「地方共有税調整金」に変更すること。

(2) 地方交付税(地方共有税)は、国の一般会計を経由せず地方交付税(地方共有税)特別会計に直接繰り入れること。

(3) 地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能を堅持するとともに、多様な町村の財政需要を的確に反映させ、安定的財政運営に支障をきたすことのないよう、その算定方法を見直し、三位一体改革において削減された地方交付税を還元・増額すること。

(4) 基準財政需要額の算定方式の簡素化のため、人口と面積を基本とした算定が行われているが、多くの町村は、過疎、山村、離島、豪雪等の条件不利地域であり、その人口・面積も千差万別である。このような町村の多様な財政需要を的確に反映するための工夫を重ね、個別町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう、所要額を必ず確保すること。

(5) 地方交付税(地方共有税)制度について検討する場合は、町村の意見を十分踏まえるとともに、スケールメリットが働きにくい町村の行財政運営に支障をきたすことのないよう配慮すること。

また、町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、面積要素を加味するなど人口を中心とした配分基準を是正すること。

なお、段階補正について、縮減を行わないこと。

(6) 国の政策減税の実施に伴い地方の財源不足が生じる場合には、地方交付税(地方共有税)の法定率を引き上げること。

なお、特例加算や特別会計による借入れ、償還予定額の繰延べは行わないこと。

(7) 「頑張る地方応援プログラム」の財源については、地方交付税本来の財源保障・調整機能を損なわないよう別途確保すること。

(8) 「中期地方財政ビジョン」について、地方六団体の参画を得て作成するとともに、策定に向けてのスケジュールを早期に提示すること。

(9) 今後の市町村分にかかる留保財源率の見直しについては、町村財政の現況と課税客体に乏しく、人口の少ない町村の実情を十分考慮すること。

(10) 町村の公債費負担の状況に鑑み、対象事業の実情を考慮し、元利償還金に対する算入率を適正に見直すこと。

3 国庫補助負担金の廃止(一般財源化)
(1) 国から地方への税源移譲に対応する国の財源については、地方から既に提出済みの「国庫補助負担金等に関する改革案」を着実に実施し、国庫補助負担金を廃止(一般財源化)することや事務事業を廃止するなどにより確実に措置すること。

(2) 国庫補助負担率をカットすることなどは単なる負担転嫁にすぎないので行うべきではなく、財政面における地方の自由度を高めるために、国庫補助負担金そのものを廃止(一般財源化)すること。そのため、国庫補助負担金の総件数を半減させることを当面の目標とすること。

4 地方債の充実改善

(1) 町村が生活関連社会資本整備等を推進するため、地方債資金の所要総額を確保するとともに、町村は資金調達能力が弱いこと等を踏まえ、長期・低利の公的資金を安定的に確保すること。

(2) 平成22年4月以降について、新たな過疎対策法を制定し、「過疎対策事業債」の所要額を確保すること。

また、辺地債の所要額を確保すること。

(3) 公的資金にかかる地方債の繰上償還制度については、対象地方債の年利水準を引き下げる等、その範囲を拡大し、財政の健全性を確保すること。

3 国・地方間の財政秩序の確立

真の地方分権改革は、地方の役割をより充実させるとともに、地域の自主性・自立性の確立をはかり、住民の満足度を高め、多様性と創造性に溢れた社会を実現することにある。よって、国は次の事項を実現されたい。

1 国から地方への権限・税財源の更なる移譲及び国庫補助負担金の一般財源化を積極的に推進すること。

2 国庫補助負担金の廃止に伴い、従前と同一又は類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等を創設することは、厳に行わないこと。

3 国庫補助負担金等にかかる地方公共団体の超過負担については、速やかに実態を把握し、完全解消すること。

また、補助対象財産の財産処分(補助目的外への転用、譲渡、取壊し等)について、承認基準にかかる地方公共団体の改善意見等を踏まえ、更なる弾力化、手

続きの簡素化等必要な措置を講じること。

なお、承認された具体的事例を町村に周知すること。

4 国の新規施策及び制度改正により、コンピュータシステムの開発・変更の必要がある場合、その改修費用等について明確かつ十分な財政措置を講じること。

5 町村が負担する法令に基づかない負担金(法令外負担金)が、町村財政を圧迫し、町村が行う行財政改革の推進を阻害していることから、国が所管する関係団体の整理・統合の検討及び負担金等の削減について必要な措置を講じること。

4 情報化施策の推進と地上デジタル放送への円滑な移行

―IT新改革戦略により、いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を享受できる社会の実現に向けた各種の政策が進められているが、電子行政の推進は住民の利便性やサービスの向上、行政の効率化の観点から、町村にとっても重要な課題である。

また、地上デジタル放送への移行時期が間近に迫っているが、移行時の混乱が懸念される。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 情報化施策の推進

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムについては、市町村の事務負担の軽減、情報化の推進に資するものとなるよう適切な措置を講じること。

(2) 「総合行政ネットワーク」や「行政手続のオンライン化」にかかる基盤整備に

活 動

ついで、適切な措置を講じること。

(3) 町村の事務の効率化をはかるため国から提供される情報については電子データを活用すること。

(4) 住民の情報活用能力(情報リテラシー)の向上をはかるため、IT活用住民生活向上対策を推進すること。

(5) 地理的位置や空間に関する情報等、国土空間データ基盤の整備を高度情報通信社会の基盤と捉え、町村における地理情報システム(GIS)の整備、普及の促進に適切な措置を講じること。

(6) 情報格差の是正、住民サービス向上のため総合的、計画的な地域情報化を推進すること。

特に、情報格差の是正にあたっては、ブロードバンド・ゼロ地域の解消や超高速ブロードバンド環境の全国一律的な整備について、通信事業者と連携して推進する等適切な措置を講じること。

また、地方の情報格差の解消に向けて、町村が行う情報通信基盤整備に対する十分な財政措置を講じること。

2 地上デジタル放送への円滑な移行

地上デジタル放送への完全移行に向け、国民の理解を得るための徹底した広報・啓発を行うこととともに、放送事業者と連携してアナログ放送時に視聴可能な放送が引き続き視聴可能となるよう国として万全の措置を講じること。

特に、山村地域、半島地域、離島地域などの条件不利地域における難視聴を解消するための中継局や辺地共聴施設等の整備・改修について、電波状況等による地域間格差が生じることのないよう補助制度の更なる充実等適切な措置を講じること。

また、簡易なチューナーの早期供給に向けて、さらに関係機関と密接な連携を図ること。

5 国土政策の推進

国土政策は、国土の総合的な利用と保全、社会資本の総合的な整備をはかることが基本である。しかしながら、近年、様々な地域間格差が拡大している。とりわけ、多くの農山漁村を抱える町村は、人口減少と少子・高齢化が進行しており、国土の保全や地域社会の維持に苦慮している。

こうした中、相対的に立ち遅れている地域の国土基盤の整備を急ぐとともに、全国のそれぞれの地域が特性を活かした適切な役割を、将来にわたり担っていきけるよう、地方重視の国土づくりを展開する必要がある。

なお、土地政策については、環境などの土地が持つ多面的な効用を最大限に発揮できるような適正な土地利用を実現していく必要がある。

また、近年頻発している各種大災害の教訓を踏まえ、災害に強い安全なまちづくり、むらづくりをはかることにも配慮すべきである。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 国土形成計画(全国計画)の推進にあたっては、人口減少、高齢化その他条件の厳しい地域における施策展開について十分に留意すること。

また、広域地方計画を策定する際は、農山漁村地域を抱える町村の意向を十分に反映させること。

なお、遅れている生活基盤の整備を推進するとともに、森林、農地等国土資源の保全、管理が喫緊の課題となっていることを踏まえ、国民の幅広い合意を基礎とした担い手確保等のための施策を確立し、推進すること。

2 災害に強い国土づくりのためにも、長期的視点に立つて人口及び産業の地方分散を推進すること。加えて、国の行政機関、研究学園施設等については地方定住、特に若者の定住にも配慮して広く地方に分散・立地させること。

3 地域主導による個性的で魅力ある地域づくりを推進するため、権限移譲を進めるとともに、地域づくりに資する情報の提供等、適切な措置を講じること。

4 農山漁村地域を活力にあふれた住みやすい地域として再生するため、農山漁村活性化対策並びに農林漁業振興対策等、各般の施策を総合的、計画的に推進すること。

また、人口の減少と高齢化の加速等により放置されている山村の森林、中山間部農地等については、国土管理に配慮した適切な措置を講じること。

5 高規格幹線道路及び空港、新幹線等の高速交通網の整備を推進すること。

特に、航空輸送の果たす役割の飛躍的な増大に鑑み、地方空港の整備を積極的な推進すること。

また、整備新幹線については、国土の均衡ある発展をはかり、豊かさを実感できる国民生活を実現するために不可欠なプロジェクトであるので、早期着工、早期完成を目指して推進すること。

6 「社会資本整備重点計画」に基づき、(1) 活力ある地域・経済社会の形成、(2) 安全・安心の確保、(3) 生活者の視点に立った暮らしと環境の形成、(4) ストック型社会への転換に向けた社会資本整備を着実に推進すること。

7 土地に関する施策を総合的かつ機動的に実施するため、関係省庁間及び国・地方を通ずる施策を総合調整すること。

また、町村における総合的な土地利用計画の整備がはかれるよう、権限を拡充すること。

8 特定土地区画整理事業及び特定住宅地造成事業にかかる公有地提供者(代替地提供者を含む)に対する譲渡所得税の特別控除額を引き上げること。

9 公共事業について、土地収用制度上の事業認定をうけることなく「租税特別措置法」の特別控除が認められる対象事業の範囲を拡大すること。

10 「第5次国土調査事業十箇年計画」の計画期間が平成21年度をもって終了するため、国土調査事業の計画的かつ円滑な実施に資するよう次期計画を策定すること。

6 環境保全対策の推進

低炭素・循環型社会への取り組みや有害物質処理、さらには地球環境問題など、廃棄物の処理は地域の住民にとっても重大な問題となっている。

また、我が国は、第一約束期間において、温室効果ガスの総排出量を基準年に比べて6%削減することを国際的に約束しており、町村においても、削減のための効率的、効果的な取り組みが求められている。

このような中、町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を展開できるよう、国においては、次の事

項を実現されたい。

1 廃棄物処理対策の改善強化

(1) 廃棄物処理施設の整備を計画的に推進するため、適切な措置を講じること。

また、ダイオキシン等の有害物質対策及びRDF施設の安全対策を推進すること。

(2) 有害な新素材の使用を禁止し、一般廃棄物、建設廃材、処理困難廃棄物及び産業廃棄物等の処理については、製造、販売業者及び処理業者等の法的責任の強化と監視体制を確立すること。

(3) 廃棄物処理施設の解体に対しては、適切な財政支援措置を講じること。

(4) 廃棄物処理施設等の周辺地域における環境影響等の実態調査を推進すること

2 漂流・漂着ゴミの処理対策の推進

(1) 漂流・漂着ゴミの処理について、現在補助制度の対象となっていない海岸の区域も補助対象とするともに、漂着量の採択要件の緩和をはかること等により、多大の財政負担等を強いられている町村に対して適切な措置を講じること。

(2) 海岸漂着物等の処理責任を明確にする等円滑な処理の推進及び発生状況・発生原因の定期的調査等による発生抑制を図るとともに必要な財政上の措置を講じるための法律を制定し、早期に総合的な施策の策定、実施に取り進むこと。

3 健全な循環型社会の構築

(1) 第2次循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再利用)の3Rに重点を置いた循環型社会の形成を推進すること。

(2) 「特定家庭用機器再商品化法」(家電

リサイクル法)の見直し及び運用については、次の事項に留意すること。

① 不法投棄の防止と適正処理・リサイクルの一層の促進をはかるため、5年後見直しの際にリサイクルに要する費用を製品購入時に支払う「前払い方式」に改めることについて、直ちに検討を開始すること。

② 拡大生産者責任の考え方に基づき、不法投棄物の回収は、製造業者等の責任で行うこととし、町村が不法投棄物を回収した場合は、その回収費用及びリサイクル費用を製造業者等の負担とするなど、町村の新たな負担とならないよう万全の措置を講じること。

なお、製造業者からの要請により「(財)家電製品協会が実施する不法投棄対策にかかる助成制度は、町村の財政負担の現状から十分なものはなっていない。このため、同制度の運営にあたっては、町村の実状を十分踏まえるとともに、助成のための財政基盤の確立が極めて重要であることに鑑み、製造業者の責任に委ねるのみでなく、国においても助成制度の充実に強力に取り進むこと。

③ 資源の有効活用及び有害物質への適切な対応をはかる観点から、市町村において処理困難なマッサーシチェアー等の機械器具について随時対象品目に追加すること。

④ 製造業者等が設置する指定引取場所の増設及びA・Bグループの更なる共有化を早急に行うこと。

⑤ 不法投棄者に対し、罰則規定の強化など厳しく対応すること。

(3) 持続的な容器包装リサイクル制度の確立のため、循環型社会づくりの基本理

念である拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化をはかることとに、分別収集・選別保管にかかる町村と事業者の費用負担及び役割分担について、更に適切な見直しを行うこと。

また、リターナブルびんの普及等、リユースを優先させる仕組みを構築すること。

(4) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)の見直し及び運用については、次の事項に留意すること。

① 不法投棄車の回収費用などについて、町村の財政負担とならないよう、万全の措置を講じること。

② 使用済自動車の定義を明確化するとともに、警察等関係機関による協力体制の構築や国の役割を明確に位置づけるなど不法投棄処理体制の枠組みを検討すること。

③ 「不法投棄対策支援事業」及び「離島対策支援事業」を拡充することと、「不法投棄対策支援事業」については、未然防止対策や行政代執行によらない原状回復への支援等も対象とすること。

④ 路上放棄車処理協力が行う協力事業については、事業を継続することともに、車両の移動・保管・開錠等に要する経費まで対象範囲を拡充するよう、国において強力に働きかけること。

(5) 国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(6) 低コストのリサイクル技術の開発、リサイクル製品の流通体制の確立と需要の拡大等総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。

4 地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき町村が策定する「実行計画」に基づく温室効果ガスの削減目標を確実に達成できるよう、積極的な支援体制を構築すること。

5 環境教育の推進

環境を保全し、持続可能な社会を構築するため、場や機会の拡大、人材の育成等により、学校、職場、地域社会等における環境教育を推進すること。

6 アスベスト問題にかかる対策の強化
隙間のない健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するための対応、国民の有する不安への対応について定めた「アスベスト問題にかかる総合対策」を徹底し、国民の安全と安心を確保するため万全の措置を講じること。

7 地域活性化対策の推進

地域間格差が拡大している現状を踏まえ、国土の均衡ある発展をはかる見地から、財政基盤の弱い町村を重点的に活性化し、地域の再生、少子・高齢社会への対応をはじめ、若者も定住する豊かで住みよい地域社会を構築する必要がある。

また、累次の経済対策による取り組みを実効あるものとするためには、地域の実情を踏まえた対応が不可欠である。

よって、国は次の事項を実現されたい。

1 町村が個性と活力ある地域社会の構築に向け、少子・高齢化への対応、地域資源の活用促進等、当面する政策課題に重点的に取り組めるよう、「地方再生戦

活 動

略」の基本理念及び地方再生5原則に基づき、地方の課題に応じた地域活性化施策を総合的に推進すること。

2 関係各省の様々な地域活性化施策についても、町村が積極的に地域活性化に取り組めるよう、横断的施策による一体的な支援を行うこと。

特に、担い手となる人材の育成、地域での産学官連携の推進、各事業の複業展開等を積極的に支援すること。

3 地域づくりと住民生活充実のため、文化、スポーツ施設の整備及び有効活用を促進するとともに、住民参加の促進対策等を強力に支援すること。

4 農山漁村地域が果たしている公益的役割に鑑み、後継者の育成及び雇用を確保するため、農山漁村地域活性化対策を推進すること。

また、地域材の利用を促進するため、森林・林業振興対策を推進すること。

5 地域経済活性化対策を推進するとともに、適切な措置を講じること。

また、地域の自主性を尊重しつつ、地域雇用対策を推進すること。

6 国際化に対応した地域づくりのため、町村が実施している国際交流・協力事業及び在日外国人に関する支援策等について適切な措置を講じること。

7 人口が増える町村は、小・中学校等の教育施設、公共下水道、廃棄物処理施設等の生活環境施設などを緊急に整備する必要があるため、地域の実態に即した適切な措置を講じること。

8 「ふるさと雇用再生特別交付金」等経済対策に基づく各種の交付金や基金制度等については、町村が主体的・弾力的に事業を実施できるものとする。

8 地域保健医療対策の推進

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進することが必要である。

よって、国は次の事項を実現されること。

- 1 地域保健の充実
 - (1) 母子保健事業について適切な措置を講じること。
 - (2) 保健師、助産師、栄養士等の養成、確保をはかること。
- 2 地域医療体制の充実
 - (1) 医師等の確保について
 - ① 産婦人科医・小児科医をはじめ、地域医療の中心をなす内科医等、地方の医師不足が深刻化しているため、緊急医師確保対策を強力に推進するとともに、「安心と希望の医療確保アクション」に基づいて、将来を見据えた医師確保対策をはかること。
 - ② 地域医療を担う医師の養成と地域への定着を促進するため、臨床研修終了後、一定期間過疎地域等へ勤務することを義務付けるなど、具体的な方策を講じること。
 - ③ 看護職員の養成をはかることともに、地域偏在に対する改善策を早急に講じること。

(2) 自治体病院に対する支援について
自治体病院の安定的運営のため、医師標欠及び看護職員の配置基準にかかる診療報酬の減額について、過疎地域等の現状に鑑み緩和措置を講じるとともに、不採算部門を抱える自治体病院に対し、

財政支援を充実すること。

(3) へき地医療の充実・確保について
第10次へき地保健医療計画の実施にあたっては、国においても、総合的な対策を講じること。

3 救急医療体制の体系的な整備を推進すること。

9 少子化社会対策の推進

我が国においては急速に少子化が進展しており、合計特殊出生率が低迷を続け、少子化傾向はきわめて深刻さを増している。

人口減少社会の到来は、社会的影響として少子化による世帯規模の縮小や地域社会の活力の低下、経済的影響として生産年齢人口や労働力人口の減少、消費支出の減少を通じて、経済成長にマイナスの影響を与え、さらに社会保障負担に対する現役世代の負担の増大が懸念される。

よって、国は、子育ての価値、魅力について、国民全体の認識を高める啓発活動を積極的に行うなど、新たな「子ども子育て応援プラン」、「新しい少子化対策について」、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」等に沿って、次の事項を総合的に推進すること。

- 1 多様な柔軟な保育サービスなどを着実に推進するため、適切な措置を講じること。また、現在検討が進められている保育制度改革については、過疎地域の保育機能の維持などをはじめ、地域の実情を十分に踏まえ制度設計を行うこと。
- 2 放課後子どもプランを着実に推進するため、適切な措置を講じること。
- 3 乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭の医療費に対する助成、妊婦健診等について、全国統一的な制度化をはかるなど適切な措置を講じること。
- 4 父子家庭についても母子家庭と同様に児童扶養手当の対象とする。
- 5 働き方の見直し等、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現をはかること。
- 6 男女共同参画社会づくりを推進すること。
- 7 若者の就労支援等の自立促進をはかること。

10 障害者保健福祉施策の推進

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現をはかる必要がある。

よって、国は次の事項を実現されること。

- 1 障害者自立支援法の見直しについて
 - (1) 障害程度区分認定の一次判定については、各障害の特性を反映した調査項目と判定基準となるよう適切に見直すこと。
 - (2) 全ての支給決定者をサービス利用計画の対象とする。
 - (3) 地域生活支援事業については、地域間格差が生じることのないよう適切な措置を講じること。
 - (4) 制度を簡素化するとともに、町村事務の軽減をはかること。
- 2 「重点施策実施りか年計画」を着実に推進すること。
- 3 障害者の社会参加を推進すること。
- 4 重度障害者の医療費にかかる助成措

置の拡充をはかること。

11 老人保健福祉対策の推進及び介護保険制度の円滑な実施

介護保険制度は国民の間に着用している一方で、利用者が増加の一途を辿り、これに伴い給付費もまた急速に増大している状況にある。

超高齢社会を迎えるなか、利用者が安心してサービスを受けられるよう、同制度の円滑かつ安定的な運営をはかることが喫緊の課題である。

よって、国は次の事項を実現されること。

1 保険者について

市町村が保険者となっているが、市町村が希望する場合には公平、公正かつ、効果的な制度運営のため、都道府県単位の広域連合組織等での運営を推進すること。

2 保険料について

(1) 保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合には、実態に即した適切な措置を講ずること。

(2) 介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料(税)の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

(3) 保険料徴収について

① 保険料徴収については、介護保険制度創設の際に導入された年金からの特別徴収の趣旨を踏まえ、安易に選択制を導入しないこと。

② 特別徴収にかかる社会保険料控除の問題については、国の責任において適切に措置すること。

3 財政調整について

(1) 国の負担(居宅給付費の25%、施設等給付費の20%)のうち5%が調整財源とされているが、調整財源については外枠とするともに、算定基準に介護保険施設の定員数を加味すること。

(2) 財政安定化基金にかかる財源は国及び都道府県において負担すること。

4 要介護認定について

(1) 公平、公正かつ迅速な認定を確実なものとするため、都道府県の責任において審査基準や不服に対する統一見解の提示及び連絡調整を行う本部並びに生活圏域を単位として審査判定を行う支部を設置すること。

(2) 認定審査会については地域の実情に応じた審査体制の整備をはかること。

5 介護報酬等について

(1) 訪問介護の給付については、身体介護と生活援助の二類型設定となっているが、これを一本化するなど、実態に即した見直しをはかること。

(2) いわゆる「介護タクシー」の取り扱いについては原則制度外とすること。

(3) 介護保険施設の住居費等の徴収については低所得者に十分配慮すること。

(4) 福祉用具の貸与については、品目の選定・利用に関する適切な情報提供を行うとともに、利用者が希望する場合は購入可能とすること。

6 家族介護に対する評価について

(1) 町村においては家族介護に依存する度合いが高いという現状に鑑み、現金給付の制度化を含め支援策を充実すること。

(2) 同居家族に対する訪問介護にかかる基準について、時間規制の2分の1要件は削除すること。

7 サービス提供事業体等について

(1) 市町村において行う苦情処理事務については、円滑に処理できるよう支援体制を強化するとともに、適切な措置を講ずること。

(2) 市町村特別給付については法律、政省令等によって関与しないこと。

8 介護基盤の整備について

(1) 市町村介護保険事業計画に基づき介護サービスが適切に提供できるよう、介護基盤整備については人材の育成・確保等にかかる支援策を含め適切な措置を講ずること。

(2) 介護療養型医療施設の廃止に伴う介護療養型老人保健施設等への転換については現場に混乱が生じることの無いよう地域の実情に十分に配慮した必要な措置を講ずること。

(3) 介護保険施設については、町村が必要とする事業に対する地方債及び地方交付税による万全の措置を講ずること。

(4) 身体障害者更正施設等入所者で障害者施策の住所特例が適用されている者が引き続き介護保険施設に入所する場合は、当該施設に措置した市町村が保険者となる住所特例を適用すること。

9 その他

(1) 介護保険制度の見直しにあたっては、保険者である町村と十分に協議するとともに、現場に混乱を招かぬように準備期間を確保すること。

また、見直しに伴う周知・広報等についても十分な支援を行うこと。

(2) 高齢者がその実態に応じ、就業の機会を確保できるよう雇用対策を充実すること。

また、知識と経験を活かせる適当な仕

事に従事し、教育、経済等社会活動に積極的に参加できる機会を確保するための対策を充実すること。

(3) 認知症の高齢者に対する総合的対策を推進すること。

(4) 三世代同居を推進する施策を講ずること。

12 国民健康保険及び後期高齢者医療制度の円滑な実施

市町村は国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度の健全な運営のため、日夜懸命の努力を傾注しているところである。

市町村国保は他制度に比べ高齢化率が高く、無職世帯が多く、加入者の所得額に対する保険料(税)負担も著しく高額となっており、これ以上の保険料(税)の引き上げ及び一般会計からの繰り入れについては、もはや限界に達するなど、制度の維持運営に支障を来している。

また、後期高齢者医療制度については、制度施行直後から度重なる国の方針の変更等により、現場では混乱が生じ、その対応に追われているところである。

よって、国は次の事項を実現されること。

1 国民皆保険制度を堅持するため、各医療保険間における保険料負担の格差・不平等の解消をはかり、都道府県単位の軸とした保険者の再編・統合をさらに推進し、最終的には全ての国民の医療保険を一本化すること。

2 国民健康保険について

(1) 高額医療費共同事業や保険財政共同安定化事業など国民健康保険制度の財政基盤の強化策については平成22年度以降

活 動

も継続して実施すること。

(2) 高齢者を中心として、長期療養者や慢性疾患に対する合理的な診療報酬包括支払方式を推進すること

(3) 重複受診を避けるため、かかりつけ医機能を強化促進すること。

(4) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。

(5) 特定健診・保健指導を円滑に実施するため、保健師等の人材確保ができるよう適切な措置を講じること。

(6) 特定健診・保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。

(7) 企業の従業員として常時雇用される目的で外国人登録を行った外国人については、関係法令を遵守して社会保険に加入するよう強制適用事業所の事業主に對し、国は指導を徹底すること。

(8) 乳幼児及び重度障害者等への医療費助成制度（地方単独事業）に対する国民健康保険療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。

3 後期高齢者医療制度について

(1) 制度の見直しにあたっては、根幹は維持しつつ、必要な対策を講じる場合には、その具体的な実施方法について、現場である地方の意見をよく聴き、地方の実情を十分踏まえた上で、十分な準備期間を確保して、現場に混乱を招かぬようにすることともに、これに伴う周知・広報等についても十分な支援を行うこと。

また、この見直しにあたっては、財政基盤の脆弱な地方に負担を転嫁することなく、国の責任において万全の措置を講じること。

(2) 制度施行後に講じられた保険料の低

所得者対策等については、平成22年度以降も国の責任において万全の措置を講じること。

13 教育施策等の推進

21世紀を切り拓く心豊かでたくましい子どもの育成を目指すため、それぞれの多様な個性や特性を尊重し、生かし、育てる教育環境を整備する必要があるとともに、人々が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる場所において学習できる環境を整え、社会全体の活性化をはかっていくことが重要である。

よって、国は次の事項を実現されること。

1 義務教育の充実改善

(1) 教育行政は自治事務であり、地域の実情に応じ、創意工夫をこらしながら、地域のニーズに即した教育を行うため権限及び財源を地方に移譲すること。

(2) 教育委員会については、それぞれの地域の実情に応じて任意に設置することができるよう必要規制を緩和すること。

(3) 教員が子ども向き合う環境を確保し、きめ細やかな指導を行うため、少人数級が全国的に推進されている実態を踏まえ、学級編成及び教職員定数の標準を見直すこと。

(4) 学校生活におけるいじめや非行等の問題行動が多発している現状に鑑み、生徒指導の充実強化及び児童・生徒の豊かな心の育成を推進すること。

(5) 普通学級に在席する、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）など障害をもつ児童・生徒に対する教職員等の配置を含む特別支援教育の充実を

はかること。

(6) 小学校における外国語活動や、中学校における外国語教育において、A・L・T等を積極的に活用できるよう、JETプログラムをはじめ民間委託等について適切な措置を講じること。

2 義務教育施設等の整備等

(1) 義務教育施設等の耐震補強事業等について、地域の実情に即して補助単価を見直すこと。また、地震防災対策特別措置法に基づく財政措置を延長することも対象の拡充をはかること。

(2) 統廃合及び改築に伴う既存施設の解体については、町村にとって過重な負担となっている現状に鑑み、地域の実情に配慮した適切な措置を講じること。

3 青少年の健全育成対策

(1) 青少年の社会への参画、青少年の意欲を高める体験活動等を推進すること。

(2) 青少年による凶悪事件や、インターネットを介し犯罪やトラブルに巻き込まれるケースが増加していることから、その防止対策を総合的に推進すること。

4 生涯学習等の振興

(1) 生涯学習の振興方策及び学校・家庭・地域の連携協力推進事業を推進すること。

5 その他

(1) 文化財保護行政は、当該自治体の負担が過重になっていることに鑑み、史跡等整備事業など文化財保護に対する適切な措置を講じること。

(2) 小・中学校等にかかる現行の放送受信料免除措置を継続すること。

14 農業・農村対策の推進

我が国の農業・農村は、構造面では、

担い手の減少、耕作放棄地の増加、過疎化・高齢化の進行という長期的な衰退傾向に歯止めが掛かからず、深刻さが年々強まっている。さらに、昨年の生産資材価格の高騰や、世界的な金融危機に端を発する経済不況は、疲弊している農家経済に追い打ちをかけている。

国際面での不安要因としては、WTO農業交渉の帰趨が、農業農村に甚大な影響を与えることが懸念されるとともに、途上国の需要増大等により、食料供給の過半を占める農産物輸入を今後とも安定的に確保できるか不安視されている。

農業・農村は、国民生活と関係が深い国産食料の安定供給や水資源のかん養、自然環境・伝統文化の保全等の多面的な役割を担っているため、現在、直面している深刻な状況は、我が国全体の問題であると認識する必要がある。

よって、国は、農業・農村が直面している状況を真摯に受け止め、食料自給率の向上と食の安全・安心を求める国民の声にも配慮し、農業・農村の再生と活性化を緊急にはかる観点から、次の事項を実現されたい。

1 新たな「食料・農業・農村基本計画」の確立

現行の「食料・農業・農村基本計画」の見直しにあたっては、農業・農村が過疎化・高齢化の進行、農業所得の減少など深刻な状況にあることを踏まえ、活力ある農業・農村の再生と食料自給率の向上に向け、地域の実態に即した実効性のある基本政策を確立すること。

2 地域農業の再生

(1) 農家直接所得保障政策の確立

活 動

水田・畑作経営所得安定対策は、特定品目に限られていることから、対象を主要な農産物に拡大し、より多くの専門的な農家や生産組織に対して持続可能な農業生産と生活し得る所得を保障する政策を確立すること。

(2) 地域農業の担い手の育成・確保
地域農業の担い手になり得る人材を農村の内外から広く確保するため、新規就農者や企業の農業参入に対する支援対策を強化するとともに、子どもの時から農業・農村に親しむ農山漁村交流事業や疑問に的確に答える就農情報の提供を着実に推進すること。

また、地域農業の中核的な担い手となる認定農業者については、認定基準の拡充によって量的拡大をはかるとともに、これまでの経営支援に加え、加工、流通等を含めた高付加価値農業への取り組みを一層支援すること。

(3) 優良農地の確保と耕作放棄地の解消
優良農地の確保と有効利用の促進にあたっては、地域の実態に応じた土地利用がはかれるよう、土地利用の計画策定及び諸規制にかかる権限は町村長に移譲すること。

また、耕作放棄地等が増加し、一部は農地復元が不可能であるなど事態は深刻化しつつあるため、農地や国土の適切な保全管理を推進する対策の一環として、町村が農業公社等を組織し、不在地主の農地、管理放棄された農地や荒廃森林を利用して農林業を行うことができる体制を整備すること。

(4) 新たな米政策の実施
米政策の見直しにあたっては、不公平感の解消や米価の下落に歯止めをかける

とともに、食料自給率の向上、担い手の育成及び稲作農家の経営の安定等に十分留意した整合性のあるものとする。

また、米粉・飼料用米等の生産拡大により水田等を有効活用する取り組みに対する支援を拡充すること。

(5) 飼料・畜産対策の推進
ア畜産経営の安定をはかるため、配合飼料価格の安定と飼料米などの国産飼料の生産拡大を推進するとともに、「家畜排せつ物法」の完全履行に向け、処理施設の整備、堆肥の広域流通など畜産環境対策を一層促進すること。

イBSE（牛海綿状脳症）及び鳥インフルエンザについては、その発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、発生時の関連諸対策の推進に加え、発生により関連事業者が被る損害についても補填制度を創設すること。

また、口蹄疫等畜産にかかる海外伝染病の国内侵入・まん延防止対策等の防疫対策の一層の強化をはかること。

(6) 農業農村整備の推進と負担金の軽減
農業農村整備事業の円滑な推進に資するため、農家や地元町村の負担を軽減するとともに、これら負担金の償還に対し、借り換えや繰り延べ等の円滑化対策を講じること。

また、農地・農業用水等の地域資源を保全するための土地改良施設の維持管理対策を強化すること。

(7) 生産資材費の軽減
耕種と畜産の連携強化等による農業生産の総合的な振興をはかるとともに野菜等の価格安定制度の充実、生産省力機械の開発普及、生産資材費の軽減対策を

年次有給休暇の取得促進！

～仕事と生活の調和～

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて

-Work・Life・Balance-

◆ 計画表の活用

- 休暇使用計画書の作成・活用
- 休暇使用状況の定期的把握

◆ 連続休暇等の取得促進

- 夏季における1週間以上の連続休暇取得
- 月曜日又は金曜日の休暇取得
- 家族記念日に休暇取得

◆ 取得しやすい環境づくり

- 上司が率先して休暇を取得
- 部下に休暇取得の声かけ

総務省

活 動

推進すること。

また、原油や関連資材価格が再び高騰する場合に備えて、省エネ技術の開発普及や影響緩和のための補てん措置、金融税制措置の整備などを推進すること。

(8) 野生鳥獣害対策の推進

野生鳥獣害対策については、「鳥獣被害防止特措法」に基づき、鳥獣害防止総合対策の効果が多くなるよう、町村の実態を踏まえて事業要件の弾力化をはかること。

(9) 農業技術の開発の推進

農業生産性の向上や経営体質の強化等をはかるため、地域の特性に応じた農業生産に関する研究・開発並びに消費者ニーズに応じた新しい加工・貯蔵・流通に関する研究・開発を推進すること。

特に、遺伝子組み替え技術を活用して開発した農畜産物については、環境への影響や安全性の確保に十分配慮した上で、普及をはかること。

(10) 農業関係団体の見直し

最近の地域農業構造の変化や食料・農業・農村に関する諸制度の見直しを踏まえ、農業委員会の必置規制の緩和など関係団体・組織のあり方を見直すとともに、地域の実情に応じた弾力的な組織運営を可能とする。

3 農山村の活性化と都市との共生・対流

(1) 中山間地域等直接支払制度の推進

中山間地域等直接支払制度について、耕作放棄の防止や水路・農道の管理等の幅広い地域活動において不可欠な制度として定着しているため、2段階単価の廃止、単価水準の引上げ、制度要件の弾力化や事務負担軽減などを行った上で、平成22年度以降は恒久的な制度とし

て継続すること。

(2) 農山村地域振興対策の総合的推進

地域の就業・所得機会の拡大や、若者・都市住民の定住等をはかるにあたっては、農業をはじめ地域資源を生かした多様な産業の振興を総合的に推進するとともに、都市と比べて立ち遅れている農山村の道路、集落排水施設、情報関連施設等生活文化環境の整備を促進すること。

(3) 農山漁村と都市との共生・対流の推進

農山漁村地域の活性化や都市と農山漁村の共生・対流を一層促進するためには、農山漁村情報の都市側への提供体制を強化することともに、農山漁村での受け入れの障害となっている旅館業法等の諸規制について地域の実態に即して弾力的な運用を可能とする。

(4) 農地・水・環境保全向上対策の推進

地域で行う共同活動や環境負荷を低減する先進的な営農活動等を支援する農地・水・環境保全向上対策については、地域資源の適切な保全等の面での効果が期待されるので、地域の多様な実情を踏まえ、弾力的な運用に努めることともに、支援措置を強化すること。

(5) 食の安全・安心の確保

ア 消費者保護を第一に、食に対する安全・安心を確保するため、「食品安全基本法」及び関連する法制度に基づき、食品安全行政を厳格かつ強力に推進すること。

イ 食卓へ生産情報を届けるトレーサビリティシステムを、輸入食品を含め多くの食品に導入することともに、輸入食品に対する検査・検疫体制を抜本的に強化

し、安全性の確保に万全を期すること。

ウ 消費者の適切な商品選択とわかりやすく信頼される表示制度等に資するため、加工食品の原料原産地表示品目の拡大や不正を見逃さない監視体制の整備をはかること。

(6) 国産農産物の消費拡大と食育の推進
ア 米を中心とした日本型食生活の再構築と国産農産物の消費拡大に向け、産地消の推進、米パンなど米粉製品の普及や学校給食における米飯給食の目標回数を引き上げなどに対する支援を強化し、食料自給率の向上をはかること。

イ 健全な食生活の実現により心身の健康と豊かな人間形成をはかるため策定された食育推進基本計画に基づき、国民の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。

(7) 農商工連携の促進

地域の農産物の高付加価値化、販路の拡大などに資する流通・加工対策を推進するため、「農商工連携法」に基づき、農林水産業と商業・工業が連携する取り組みを積極的に支援すること。

(8) 国内農産物の輸出推進

品質に優れた国内農産物の需要拡大策の一環として、輸出促進に向けた取組が増加しているため、海外の市場情報や輸出ノウハウを提供する体制を整備することともに、輸出経費を軽減する支援対策を強化すること。

また、海外への輸出促進において、残留農薬基準の未設定が障害となっているので、早急に関係する国・地域に対し基準を設定するよう働きかけること。

(9) 地方財政措置の充実

農山漁村地域の活性化と多面的機能の

発揮をはかるため、「農山漁村地域活性化対策」及び「国土保全対策」について適切な措置を講ずること。

4 粘り強い国際農業交渉の展開

WTO農業交渉については、今後とも、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多面的機能への配慮や食料安全保障の確保などを内容とする「日本提案」の実現に向け、粘り強い交渉を強力に展開するとともに、上限関税の導入を阻止し、重要品目の数を十分に確保すること。

また、各国と個別に行われるEPA(経済連携協定)、FTA(自由貿易協定)交渉においても、こうした基本的な考え方のもとに我が国農業・農村の実情に十分配慮しつつ取り組むこと。

特に、日豪EPA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの我が国農業の重要品目について、関税撤廃の対象から除外するなど適切に対応すること。

15 森林・林業対策の推進

我が国の林業を取り巻く環境は、国産材利用の回復の兆しがあるものの、木材価格の低迷や林業従事者の減少等の長期化により極めて厳しい情勢にある。

また、町村が維持管理する地域森林をはじめとする森林は、「緑の社会資本」として国土・環境の保全や水源のかん養等、多面的かつ重要な役割を担っているが、それを支える山村では過疎化・高齢化が進行している。

このようなか、今後とも林業の振興、森林の多面的機能の発揮、京都議定書の目標達成を目指すためには、「森林・林業